毒物劇物危害防止規定（準則）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）に基づき、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）による保健衛生上の危害を未然に防止するため、毒物劇物の製造、販売、貯蔵及びその取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

危害防止規定は、施設ごとに作成することが望ましいです。

（取り扱う毒物劇物）

第２条　法に定める毒物劇物のうち、〇〇株式会社（以下「会社」という。）で製造、貯蔵、販売及び取り扱う毒物劇物は、次のとおりである。

毒物	１	商品名	成分	含量
	２	商品名	成分	含量
劇物	１	商品名	成分	含量
	２	商品名	成分	含量

取扱う品目ごとの「化学物質安全性データシート」を保有していて下さい。（製造業者等から入手してください。）

（遵守義務）

第３条 会社の従業員及び会社の毒物劇物を製造、 貯蔵、販売及び取り扱う場所（以下「作業場」という。）に出入りする業者は、この規定を遵守しなければならない。

第４条 会社に毒物劇物保安会議を設置する。その構成員は別表１のとおりとする。

２ 毒物劇物保安会議は、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、必要な協議を行う。

毒物劇物保安会議は、事業所の実態に合わせて設置して下さい。

（規定競合の場合の措置）

第５条　この規定が会社の他の諸規定に競合するときは、毒物劇物保安会議において協議し、その運営を行うものとする。

第２章　毒物劇物の管理体制

第１節　毒物劇物管理者等の設置

（毒物劇物管理者）

第６条　会社に毒物劇物管理者を置く。

２　毒物劇物管理者は、毒物劇物を管理する業務組織上の部長又はそれと同等の順位の者で会社が指定した者とする。

毒物劇物管理者は、会社等の実態に合わせて指定して下さい。

（毒物劇物取扱責任者）

第７条　会社に毒物劇物取扱責任者を置く。

取扱責任者は、毒物及び劇物取締法に定める有資格者の中から任命してください。

※　取扱責任者の資格（第８条）

①薬剤師

②厚生労働省令で定める（高等学校以上の）学校で応用化学に関する学科を修了している者

③都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

２　毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物を管理する業務組織上の課長又はそれと同等以上の職位の者で有資格者から会社が指定した者とする。

設置義務のない事業所では資格要件はないが、適切な者を任命して下さい。

３　毒物劇物取扱責任者は、前条第２項の管理者と兼ねることができない。

（毒物劇物取扱監督者）

第８条　会社に毒物劇物取扱監督者を置く。

２　毒物劇物取扱監督者は、毒物劇物を直接管理する業務組織上の係長又はそれと同等以上の職位の者で会社が指定した者とする。

毒物劇物取扱監督者は、会社の実態に合わせて指定して下さい。

第２節　毒物劇物管理者等の職務

（毒物劇物管理者）

第９条　毒物劇物管理者は、毒物劇物による保健衛生上の危害防止活動を推進するため、次に定める事項を行うものとする。

①　毒物劇物の管理方針の策定に関すること。

②　毒物劇物の管理計画及び作業場の改善計画の策定に関すること。

③　毒物劇物の作業場の構造設備の適正維持に関すること。

④　毒物劇物の危害防止に関する総合的対策に関すること。
⑤　毒物劇物に関する教育及び訓練計画の策定に関すること。
⑥　毒物劇物の危害の発生原因の調査及び再発防止に関すること。
⑦　その他の毒物劇物の危害防止に関し、必要な諸施策の総合推進に関すること。

事業所の実情に応じた事項を規定して下さい。

２　毒物劇物管理者は、前項の業務を推進する場合は、毒物劇物取扱責任者の意見を聴かなければならない。

（毒物劇物取扱責任者及び毒物劇物取扱監督者）
第１０条　毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、次の事項を行うものとする。
①　作業場及び運搬時において、法に定める取扱い基準及びこの規定等を遵守するよう毒物劇物取扱監督者並びに取扱者に対して必要な指示を行うこと。
②　作業場の施設及び設備並びに取扱い方法の定期点検の実施に関すること。
③　作業場の位置、構造設備及び作業（製造）工程を明示した書類、図面の整備に関すること。
④　毒物劇物に関する教育及び訓練の実施に関すること。
⑤　火災等の災害及び漏出等の事故が発生した場合は、毒物劇物取扱監督者並びに取扱者等を指揮し、応急の措置を講ずること。
⑥　前号の場合における行政機関等に対する連絡に関すること。
⑦　毒物劇物の取扱い上必要な意見を毒物劇物管理者に述べること。
⑧　その他毒物劇物の取扱いに関し必要な業務。

・事業所の実情に応じた事項を規定して下さい。
・鍵は必ず施錠し、鍵の管理を徹底して下さい。

２　毒物劇物取扱監督者は、毒物劇物取扱責任者の指揮のもとに、担当する作業場で次の事項を行うものとする。
①　作業場の設備等について、随時点検をし、異常をみとめたときは、直ちに必要な措置を行う。
②　毒物劇物の取扱状況について、随時点検を行い、異常を認められたときは、直ちに必要な措置を行う。

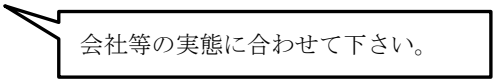
事業所の実情に応じた事項を規定して下さい。

（毒物劇物取扱者等）
第１１条　毒物劇物の取扱者は、毒物劇物取扱責任者及び毒物劇物取扱監督者の指揮のもとに、毒物劇物の取扱いに伴う危害の防止に努めなければならない。

第３章　危害防止組織等

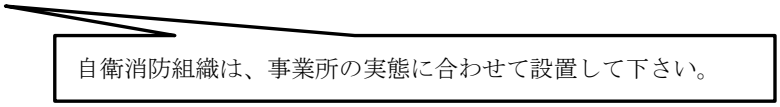
（危害防止組織）

第１２条　会社における毒物劇物危害防止組織は、別表第２のとおりとする。



（消防組織）

第１３条　火災発生の場合の自衛消防組織及びその活動は、当該規定の定めるところにより防火管理者が指揮するものとする。この場合、防火管理者は、毒物劇物取扱責任者の意見を求めるものとする。



第４章　危害防止教育等

（教育の実施）

第１４条　毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物取扱監督者を指揮し、取扱者等に対し危害防止に必要な知識及び技能の教育を計画的に実施しなければならない。

（教育の内容）

第１５条　前条の教育の内容は、次のとおりとする。

①　毒物劇物の性状及び毒性
②　毒物劇物の取扱い方法
③　施設の運転及び操作
④　施設の点検及び整備
⑤　緊急時の取るべき措置
⑥　緊急時の通報連絡並びに避難
⑦　その他の危害防止上必要な事項

（訓練）

第１６条　毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物取扱監督者を指揮し、取扱者等に対し火災又は火災のおそれのある場合並びに漏出等の事故の場合における措置について、定期的に訓練を行うものとする。

（教育訓練の記録と報告）

第１７条　毒物劇物取扱責任者は、第１４条から前条までの教育訓練を実施した場合は、これを記録しておかなければならない。

２　前項の場合において、毒物劇物取扱責任者は、その旨を毒物劇物管理者並びに防火管理者に報告しなければならない。

第５章　毒物劇物の取扱等

第１節　作業場の安全通則

会社等の実態に合わせて規定して下さい。

（作業場内の整理）

第１８条　毒物劇物取扱監督者は、作業場内及びその周辺を常に整理整頓しておかなければならない。

（出入りの禁止等）

第１９条　毒物劇物取扱責任者は、作業場に関係者以外の者の出入りを禁止する措置を講じなければならない。

（施設の点検）

第２０条　毒物劇物取扱監督者は、作業場内の施設の振動、温度変化等の影響を常に点検し、異常のないことを確認しなければならない。

施設の実態に応じて施設点検等の手順書の作成も検討して下さい。

（バルブ等）

第２１条　毒物劇物取扱監督者は、保安上重大な影響を与えるバルブ、コック及びスイッチ等の開閉方向の明示及び開閉状態が容易に識別できる措置を講じなければならない。

（火気等の禁止）

第２２条 作業場内で毒物劇物を取り扱う者は、保健衛生上の危害を生ずる恐れのある化学反応、火災及び熱等を発生させないようにしなければならない。

（静電気の除去）

第２３条　毒物劇物取扱監督者は、静電気による爆発又は火災が生ずる恐れのあるときは、静電気を除去するための装置を設置しなければならない。

（換気）

第２４条　作業場に換気装置を設けなければならない。

２　溶剤等の蒸気貯留により、引火、爆発のおそれがある場合には、局所換気装置を設けること。

３　毒物劇物取扱責任者は、前２項の換気装置を稼動させて作業を行わなければならない。

第２節　貯蔵及び取り扱い

（貯蔵陳列等）

第２５条　毒物劇物を貯蔵陳列する場合は、その他の物を貯蔵陳列する場所と明確に区分された専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

２　毒物劇物を貯蔵陳列する場所は、盗難防止のため敷地境界から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じなければならない。

３　毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物劇物が飛散、漏れ又はしみ出すおそれのないものであること。

４ 検査用試薬等の毒物劇物を保管庫に貯蔵するときは、金属製の耐震薬品保管庫に貯蔵し、これ以外の保管庫に貯蔵する場合は、当該薬品保管庫の棚にストッパーを設け薬品容器の転倒転落を防止すること。

５ 固体以外の毒物劇物を、タンクで貯蔵する場合のタンク等の構造設備は、毒物及び劇物の貯蔵に関する構造設備基準（別添１）に適合しなければならない。

（取り扱い）

第２６条　毒物劇物を取り扱うときは、作業場外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出しまたはこれらの施設の地下にしみこむことがないようにしなければならない。

２　取り扱う毒物劇物の物理的又は化学的性質及びその毒性について十分認識し、それぞれの性質に応じた取扱い並びに防御手段を講じなければならない。

（容器）

第２７条　毒物劇物の容器の取り扱いは、次によること。

① 容器及び被包に毒物又は劇物である旨の記載をしなければならない。

② 容器は、飲食物容器として通常使用されているものを使用してはならない。

③ 容器は破損、腐食若しくは亀裂等がないこと。

第３節　運　　搬

（容器、使用とその表示、積載）

第２８条　四アルキル鉛を含有する製剤を運搬するときの運搬用容器、容器又は被包の使用とその表示及び積載の態様は、別表第３によらなければならない。

２　無機シアン化合物たる毒物を運搬するときの運搬用容器、容器又は被包の使用とその表示及び積載の態様は、別表第４によらなければならない。

３　フッ化水素を含有する製剤（７０％以上を含有するもの）を運搬するときの運搬容器、容器又は被包の使用とその表示及び積載の態様は、別表第５によらなければならない。

４　フッ化水素を含有する製剤（７０％未満のもの）を運搬するときの運搬用容器、容器又は被包の使用とその表示及び積載の様態は、別表第６によらなければならない。

５　前項以外の毒物劇物を運搬するときの容器又は被包の使用とその表示及び積載の様態は、別表第７によらなければならない。

（運搬の方法）

第２９条　毒物劇物施行令別表第二に掲げる毒物劇物を車両１回につき、５、０００ｋｇ以上運搬するときは、別表第８の基準に適合しなければならない。

（荷送人の義務）

第３０条　一回につき１、０００ｋｇを超過して毒物劇物を車両又は鉄道によって運搬するときで、かつ当該運搬を他に委託するときは、その荷送人に対してあらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

①　運搬される毒物劇物の名称成分及びその含有量

②　事故の際に講じなければならない応急措置の内容

第６章　作業場の整備又は補修及び定期点検

（改造又は補修等）

第３１条　毒物劇物取扱責任者は、作業場又はその附属施設の改造又は補修を行う場合は、次に定めるところによること。

①　改造又は補修作業の方法及び順序を決定し、あらかじめこれを関係者に周知させること。

②　当該作業を指揮すること。

③　当該作業に毒物劇物が漏出しないようバルブ、コック等を閉止し、これに盲板等を施すこと。

④　前号の盲板等を取り外す場合は、あらかじめ当該盲板とそれに最も近接するバルブ、コック等とのあいだに毒物劇物の有無を確認すること。

２　毒物劇物取扱責任者は、前項の作業を行うときは、当該作業場又はその周辺における毒物劇物から発生するガスの濃度を測定しなければならない。

（点検整備）

第３２条　毒物劇物取扱監督者は、作業場及びその附属施設等について日常点検、定期点検及び精密点検を実施しなければならない。この場合その結果について文書を作成し、３年間保存しなければならない。

①　日常点検

タンク、配管、バルブ及びポンプ設備等は、漏洩、腐食、亀裂等の異常を早期発見するため、原則として、１日１回以上日常点検しなければならない。

②　定期点検

１年に１回以上、点検票又は整備票を定めて、定期点検を実施しなければならない。

③　精密点検

日常点検及び定期点検において著しい漏洩、腐食並びに重大な異常が認められたとき、その他必要と認められたときは、内部開放検査等の精密点検を実施しなければならない。

２　異常が発見された場合は、毒物劇物取扱責任者に報告し必要な指示を受けなければならない。

施設の実態に応じて定期点検・日常点検等の手順書の作成も検討して下さい。

第７章　事故時緊急時の措置

（緊急時の一般通則）

第３３条　火災又は地震等の災害並びに事故等が発生したときは、毒物劇物取扱責任者はその状況を速やかに確認し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

①　保健所、警察署又は消防機関に通報すること。

②　前号の規定によるほか、医療機関又は製造メーカー等関係先に至急連絡をとり、それらの指示に従わなければならない。

・ 最寄りの県保健所、警察署、消防署の連絡先等について、目につきやすい場所に掲示する等することが望ましいです。

・ 組織内の事故時の緊急連絡網を構築するよう努めて下さい。

２　不特定多数の者に対して、危害が発生するおそれが生じたときは、直ちに全作業を中止しなければならない。

３　前項の場合において、毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物取扱監督者並びに取扱者を指揮し、次の措置を講ずること。

①　弁、ポンプの遮断停止若しくは運転停止により、流出飛散等の拡大を防止する。

②　措置が可能な場合は、流出部分を閉鎖密閉する。

③　薬剤等により中和、希釈をする。

④　流出停止の措置が不可能の場合は、他の貯槽又は容器等へ移送する。

⑤　周辺にロープ又は棚を設け立入禁止とする。

４　前項において、毒物劇物取扱責任者は、次の事項を確認しなければならない。

①　流出、飛散等の毒物劇物の種類、数量及び下水等の濃度

②　製造工程又は貯蔵している毒物劇物の種類及び数量の確認

５　毒物劇物が、流出、飛散等の場合の措置は、次によること。

①　作業に従事する者は、必ず当該毒物劇物に適合した防護具を着用すること。

②　作業は、できるだけ風上で行うこと。

③　毒物劇物の濃厚な廃液は、河川等に流出しないような措置を講ずること。

④　爆発の危険性が予測されるとき、健康被害が予測されるとき及び火災の包囲を受けて安全な通路の閉鎖を受けるおそれがあるときは、待避すること。

「化学物質安全性データシート」にも、物質ごとの飛散流出時等の措置について記載されています。

（周辺の火災）

第３４条　毒物劇物の周辺に火災が発生したときは、毒物劇物取扱監督者は、取扱者を指揮し、毒物劇物の充填された容器をすみやかに安全な場所に移動しなければならない。

２　毒物劇物の充填された容器が移動できない場合は、容器及びその周辺に散水して冷却しなければならない。

（着火時の措置）

第３５条　毒物劇物に着火した時は、毒物劇物取扱責任者、毒物劇物取扱監督者並びに取扱者は、防火管理者の指揮のもとに、その性質に適合した消火剤等を用い初期消火に努めなければならない。この場合、毒物劇物の毒性について十分注意すること。

（漏えい時の措置）

第３６条　毒物劇物が漏えいした時は、当該毒物劇物の危害に十分注意し、かつ適正な方法で、その漏出を止めなければならない。

「化学物質安全性データシート」にも、物質ごとの飛散流出時等の措置について記載されています。

（暴露接触時の措置）

第３７条　毒物劇物を少量でも吸入し、又は接触した者に対して、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、救急措置を講ずること。

① 付着又は接触した毒物劇物を水等で洗い流す場合は、付着又は接触後直ちに行うこと。

② 汚染された衣服やくつを脱がす場合は、衣服等が皮膚に付着していることがあるので、皮膚を剥がさないよう注意しながら行うこと。場合によっては、ハサミで衣服を切り取るなどの措置を講ずること。

③　肺水腫を起こした時に行う人工呼吸は、気道が舌で塞がる恐れがあるので、頭部後屈法、下顎挙上法及びエアウェアの挿入等で気道を確保し人工呼吸（呼気吹き込み法）を行う。

（緊急時の具体的方法）

第３８条　第３３条から前条の規定による緊急時の具体的方法は、応急措置基準（別添２）による。

（資材等）

第３９条　毒物劇物の性質に応じ、次に掲げる必要な資材等を備えなければならない。

①　ロープ、「立入禁止」の札、手ぬぐい、むしろ、シート等

②　吸着剤（土砂、活性白土、おがくず、活性炭、タルク、けいそう土、せっこう等）

③　消火剤

④　化学処理剤（消石灰、水酸化ナトリウム、アンモニア水、硫酸第一鉄）

⑤　救急洗浄用水、救急用具（毛布、空気呼吸器等）

（保護具）

第４０条　毒物劇物取扱責任者は、取り扱う毒物劇物に適合する保護具を備えなければならない。

２　保護具は、取扱量及び取扱者に応じて、必要と認められる数とする。

３　保護具は、緊急時の場合着用に最も便利な場所に備え、且つ、その旨を表示するものとする。

（測定機器）

第４１条　毒物劇物取扱責任者は、取り扱う毒物劇物に適合する測定機器を備えなければならない。

第８章　廃　　棄

（廃棄の技術上の基準）

第４２条　毒物劇物を廃棄するときは、すべて次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

①　中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物劇物に該当しない物とする。

②　ガス体又は揮発性の毒物劇物は、保健衛生上の危害を生ずるおそれのない場所で、少量ずつ放出又は揮発させる。

③　可燃性の毒物劇物は、保健衛生上の危害を生ずるおそれのない場所で、少量ずつ燃焼させる。

④　全各号によりがたい場合は、地下１ｍ以上でかつ、地下水を汚染するおそれのない場所に埋める等保健衛生上の危害の生ずるおそれのないその他の方法で処理する。

（具体的方法）

第４３条　前条の規定の具体的方法は、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（別添３）による。

第４４条　前２条の規定によるほか、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の基準にも同時に適合しなければならない。

・自己処理できないときは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して下さい。
・使用していない不要な毒物劇物は、早く適切に処分して下さい。

第９章　雑　　則

（毒物劇物の名称の掲示）

第４５条　毒物劇物取扱責任者は、作業場の見やすい場所に毒物劇物の名称、毒性、事故時の対策及び救急措置、事故時の連絡方法並びに連絡先等を掲示しなければならない。

第４６条　毒物劇物を含んだ廃棄物は、他の廃棄物と区分して保管しなければならない。

２　廃棄物を入れる容器は、堅固でかつ毒物劇物により腐食しないふたつきのものでなければならない。

３　廃棄物を入れた容器は、毒物劇物と同じ取り扱いをしなければならない。

（盗難紛失）

第４７条　毒物劇物の盗難及び紛失した場合は、速やかに警察署及び保健所に通報しなければならない。

最寄りの県保健所、警察署、消防署の連絡先等について目につきやすい場所に掲示する等することが望ましいです。

（毒物劇物取扱責任者の代行）

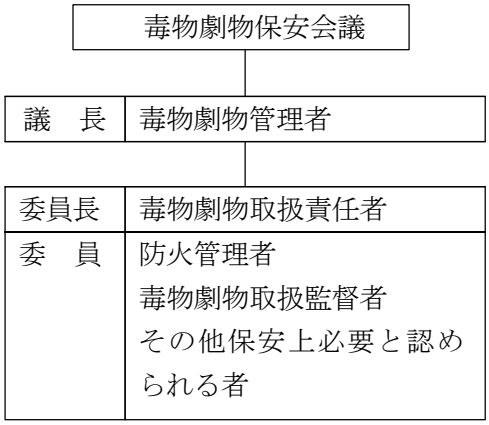
第４８条　毒物劇物管理者は、毒物劇物取扱責任者が出張又は休暇等で勤務場所に不在となるときは、その業務を代行するものを有資格者の中からあらかじめ指定しておかなければならない。

附則

この規定は、　年　月　日から施行する。

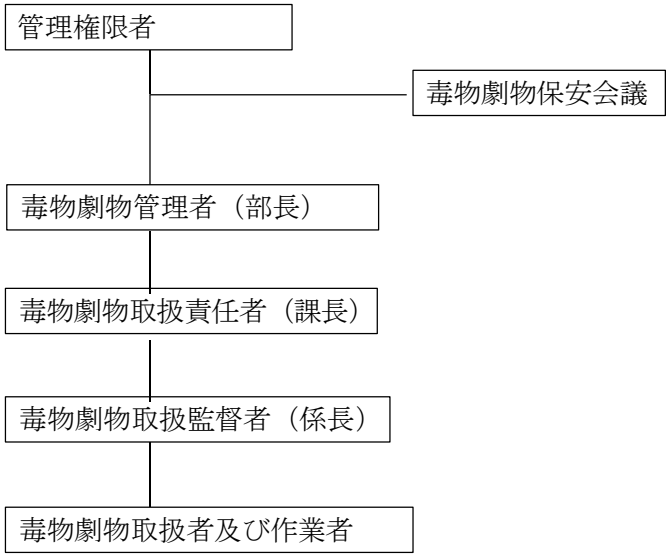
別表第１

第４条関係



別表第２

第１２条関係



別表第３～第８省略：政令、規則等の各項目を参考にして作成する。

別添１：下記通知を参考に作成する。

昭 52.10.20　薬発第 1175 号厚生省薬務局長通知：固体以外の屋外タンク（その１）

昭 56. 5.20　薬発第　480 号厚生省薬務局長通知：固体以外の屋外タンク（その２）

〃　：固体以外の地下タンク（その３）

別添２　運搬事故時における応急措置に関する基準が示されているので参考にして作成する。

別添３　政令、廃棄の方法に関する基準が示されているので参考にして作成する。